

主な隣保事業 種目	事業内容
隣保館運営費	基本事業 (1) 社会調査及び研究事業 <u>(兵庫県隣保館連絡協議会等の研修・会議等に参加)</u> 地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業 (2) 相談事業 <u>(隣保館総合生活相談)</u> 地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業 なお、相談に当たっては、地域住民の利便を考慮して、機動的な相談体制を確立し、また、相談の結果、必要があるときは関係行政機関、社会福祉施設等に連絡、紹介を行うほか、その他適切な支援を行うよう努めること。 (3) 啓発・広報活動事業 <u>(じんけん標語・人権啓発パネル展、じんけん標語短冊の配布、啓発DVD貸出)</u> 地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業 (4) 地域交流事業 <u>(スマホ・料理教室など)</u> 地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業 (5) 周辺地域巡回事業 <u>(人権歴史講座、じんけんセミナー)</u> 隣保館の利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談、啓発講演会開催等を実施する事業 (6) 地域福祉事業 <u>(高齢者の居場所づくり)</u> 地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業。
地域交流促進 事業費	(1) 休日開館事業 ア 事業内容 <u>(こどもの居場所づくり事業)</u> 土曜日、日曜日又は祝祭日に隣保館を開館して、クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動など各種の地域交流活動を実施する事業とする。 イ 開館日数 土曜日、日曜日又は祝祭日に隣保館を開館する日数は、月2日以上とする。 (2) 交流促進講座開催事業 ア 事業内容 交流促進講座として、独自のテーマを設定するなど地域の実情に即した創意工夫のある講座を継続して開催し、地域住民相互の理解と交流を一層促進するものとする。 イ 実施回数等 1か月当たり、1回2時間程度の講座をおおむね3回実施すること。